

薬生食輸発0422第1号
令和4年4月22日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(韓国産二枚貝の麻痺性貝毒)

標記については、令和4年3月30日付け薬生食輸発0330第1号(最終改正：令和4年4月18日付け薬生食輸発0418第2号)により通知したところである。

今般、輸入時のモニタリング検査の結果、韓国政府が発行した原産地証明書が添付された韓国産二枚貝から規制値を超える麻痺性貝毒が検出されたことから、別添1を下記のとおり改正し、別添3に示す韓国産二枚貝の様式を削除し別紙のとおりとするので、御了知の上、関係事業者等への周知方よろしく願います。

記

別添1の韓国の項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
二枚貝及びその加工品(貝柱のみのホタテガイを除く。)	別途示す韓国政府が発行した原産地証明書が添付されているものを除く。	麻痺性貝毒	別表1の5によること。	麻痺性貝毒： 昭和55年7月1日付け環乳第30号「貝毒の検査法等について」によること。	規制値(麻痺性貝毒：4 MU/g)を超える貝毒が検出されるおそれがあるため。
	-	下痢性貝毒	別表1の5によること。	下痢性貝毒： 平成27年3月6日付け食安基発0306第4号・食安監発0306第2号「下痢性貝毒(オカダ酸群)の検査について」によること。	規制値(下痢性貝毒：0.16 mgOA当量/kg)を超える貝毒が検出されるおそれがあるため。

を

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
二枚貝及びその加工品 (貝柱のみのホタテガイを除く。)	-	麻痺性貝毒 下痢性貝毒	別表1の5によること。	麻痺性貝毒： 昭和55年7月1日付け環乳第30号「貝毒の検査法等について」によること。 下痢性貝毒： 平成27年3月6日付け食安基発0306第4号・食安監発0306第2号「下痢性貝毒(オカダ酸群)の検査について」によること。	規制値(麻痺性貝毒：4 MU/g、下痢性貝毒：0.16 mgOA当量/kg)を超える貝毒が検出されるおそれがあるため。

に改める。